

カスタマーハラスメント防止に関する基本方針

新潟明訓中学校・高等学校（以下、「本校」という。）は、本校で学ぶ生徒が健やかに成長・学習できる環境を守るとともに、教育活動を支えるすべての教職員が安全で安心して働ける職場環境を確保するため、カスタマーハラスメントに対する基本方針を以下の通り定めます。

1. カスタマーハラスメントの定義

本校におけるカスタマーハラスメントとは、保護者、生徒、卒業生、地域住民等の関係者（以下、「保護者等」という。）からの学校業務・教育活動に対する要求や言動のうち、要求内容に妥当性がないもの、またはその手段・態様が社会通念上不相当なものを指します。

【該当する言動の主な例】

- 要求内容が不当なもの

教育・運営方針に対する社会通念上逸脱した要求、教職員への個人的な謝罪の強要、不当な処分の要求、法的根拠のない損害賠償請求など

- 手段・態様が不当なもの

暴行、傷害、威圧的な言動、大声での叱責、土下座の要求、執拗な連絡や長時間の居座り拘束、SNS やインターネット上での誹謗中傷・プライバシーの侵害など

※なお、正当な意見の表明や、合理的配慮を求める相談等はこれに該当しません。

2. 本校の基本方針と対応姿勢

- 毅然とした対応

本校は、教職員の人格と安全を守るため、カスタマーハラスメントを決して容認しません。不当な要求や悪質な言動に対しては、組織として毅然とした態度で対応します。

- 組織的対応の徹底

万が一、カスタマーハラスメントが発生した場合は、教職員個人に対応させるのではなく、組織全体で連携して対応にあたります。

- 法的措置を含めた厳正な対応

特に悪質であると判断される事案については、警察への通報や、弁護士等の専門家と連携した法的措置（民事・刑事）を含め、厳正に対処します。

3. 教職員への支援体制

- 本校は、カスタマーハラスメントの被害を受けた教職員の安全確保を最優先とし、メンタルヘルスのケア、業務負担の軽減など、必要な支援を速やかに行います。
- 相談窓口を設置し、教職員が安心して相談できる体制を整備します。

4. 保護者・関係者の皆様へのお願い

本校がより良い教育環境を提供し続けるためには、教職員と保護者等の皆様との間の信頼関係が不可欠です。皆様におかれましては、本方針の趣旨をご理解いただき、引き続き健全で建設的なパートナーシップに基づくご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年10月1日

新潟明訓中学校・高等学校

校長 長谷川 雅一